

## 部活動に係る活動方針

令和4年3月31日  
佐賀県立神埼高等学校

### はじめに

部活動は、学校教育活動の一環として、我が国の文化やスポーツの振興を大きく支えてきており、体力・技術の向上や健康の保持増進、生涯にわたり芸術文化に親しむ基礎を形作るなど、その果たしてきた役割は大きい。また、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、部活動の教育的な意義は大きなものとなっている。このことは、顧問として献身的に指導に当たってきた教師、保護者、地域の方々の協力によって築き上げられてきたものである。

一方、今日の社会情勢の変化に伴い、部活動を取り巻く環境は著しく変化している。部活動が、生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む教育活動の1つとして、これからも継続可能なものとなるように、関係者による検証を行い、最適化を図りながら実施することが期待されている。

これらを踏まえ、本校の部活動に係る活動方針を以下のとおり定める。

### 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間の活動計画」と合わせて公表する。
- (2) 部顧問は、「年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）」並びに「毎月の活動計画」及び「活動実績」を作成し、校長へ提出する。
- (3) 部顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
- (4) 校長は、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、適切な職員配置に努める。
- (5) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (6) 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

### 2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部顧問は、夏季における高温や多湿時の活動では、水分の補給や休憩を適切にとり、熱中症事故防止に努める。
- (2) 学校は、「生徒の心身の健康管理」「事故防止」「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- (3) 部顧問は、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

### 3 適切な休養日の設定

- (1) 原則として週当たり2日以上休養日を設ける。
  - ・平日：少なくとも1日を休養日とする。
  - ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。特に毎月第3日曜日については「県下一斉部活動休養日」であることを考慮する。
  - ・その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替えるなどの措置を行う。
- (2) 活動時間については原則、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (3) その他、必要に応じて休養日を設ける（考査期間は、原則部活動は行わない）

### 4 大会参加の見直し

- (1) 校長は、生徒及び部顧問の負担を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

附記 この活動方針は、令和4年4月1日から運用を開始する。